



目 次

規 則	ページ
◎議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	1
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 ( " )	1
○高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数が定められた漁業の許可等の申請期間の定め ( " )	2

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第22号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年高知県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「別表に定める」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第一に掲げる」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同表の四中「基金の定める」とあるのは「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第一の四の規定により地方公務員災害補償基金が定めた」と、「基金が定めるもの」とあるのは「同表の四の規定により地方公務員災害補償基金が定めたもの」と読み替えるものとする。

付則に次の見出し及び2項を加える。

（平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例）

19 平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業（以下「補償等」とい

う。）のうち、平成31年4月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額（条例の規定による年金たる補償並びに第17条第1項の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金（以下この項において「年金たる補償等」という。）にあつては、条例第16条において例によることとされる地方公務員災害補償法第40条第3項に規定する支払期月（同項ただし書に規定する場合にあつては、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。）にそれぞれ支払われた額の合計額）は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び第3号に掲げる額を第2号に掲げる額に加えた額とする。

(1) 平成31年4月1日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額）

(2) 平成31年4月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額）

(3) ア又はイに掲げる補償等に関する区分に従い、当該ア又はイに定めるところにより算定される額

ア 年金たる補償等 第1号の支払期月にそれぞれ支払われる額から前号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として平成31年3月総務省告示第168号（地方公務員災害補償法施行規則第五十二条第一項第三号の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）（以下この号において「総務省告示」という。）で定められた率（支給の対象とされた月の初日を算定対象日として、当該算定対象日の属する期間の区分に応じて定められた率とする。）を乗じて得た額

イ 年金たる補償等以外の補償等 第1号に掲げる額から前号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、同号に掲げる額が支給された日を基準として総務省告示で定められた率（支給された日を算定対象日として、当該算定対象日の属する期間の区分に応じて定められた率とする。）を乗じて得た額

20 前項に定めるもののほか、同項の規定による補償等の支給の実施のために必要な事項は、実施機関が定める。

別表を削る。

附 則  
（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）付則第19項及び第20項の規定は平成31年

4月1日から、新規則第2条の2の規定は同月10日から適用する。

（経過措置）  
2 新規則第2条の2の規定は、平成31年4月10日以後に発生した公務上の災害となる公務に起因する疾病について適用し、同日前に発生した公務上の災害となる公務に起因する疾病については、なお従前の例による。

告 示

高知県告示第324号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年8月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所  
安芸郡奈半利町字下ノ池乙4602の1、乙4602の35
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び奈半利町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第325号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和元年8月23日

高知県知事 尾崎 正直

小才角加入区  
高知県告示第326号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成27年8月高知県告示第488号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和元年8月21日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に

付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年8月23日

高知県知事 尾崎 正直

小才角加入区

**高知県告示第327号**

高知県漁業調整規則（昭和48年高知県規則第14号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、平成27年12月高知県告示第721号（高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数の定め）で告示した同規則第25条第1項の規定に基づき漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度を定められた漁業に係る同規則第8条第1項の許可又は同規則第21条第1項の認可の申請の期間は、令和元年9月1日から同月14日までとする。

令和元年8月23日

高知県知事 尾崎 正直